

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額・見積内訳書・入札保証金・最低制限価格・契約保証金・落札者の決定
入札公告、入札説明書及び福島県工事等競争入札心得による。

(2) 前払金

福島県財務規則第 112 条(以下「規則」という。)で定める前払金は、次のとおりとする。

ア 第 1 項に定める前払金請負代金額の 4 割以内の額(1 万円未満の端数は切捨てる。)

イ 第 2 項に定める中間前払金請負代金額の 2 割以内の額(1 万円未満の端数は切捨てる。)

(3) 部分払

規則第 238 条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の 10 分の 9 以内の額(1 万円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の 10 分の 5(中間前金払の約定をするときは 10 分の 6(前払金の約定をしないときは 10 分の 3))を超えた場合に限る。

なお、部分払いの回数は規則第 239 条第 3 項で定めるところによる。

(4) 工期

入札公告のとおりとする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から 7 日以内において工事発注者が指定する日とする。

(5) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(6) 建設労務者の休養

日曜、祝日、休日は労務者を休業させるよう配慮すること。

(7) 現場代理人等届

受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者等を定め、契約締結の日から 5 日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

(8) スライド条項に基づく請負代金額の変更

ア 約款第 26 条第 1 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事(受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。)は、第 1 項の請求があった日から起算して 14 日以内に監督員が確認する。

イ 約款第 26 条第 5 項でいう請負代金額の変更は、残工期の工期が 2 箇月以上あり(ただし、防護柵設置工事等工期が 2 箇月未満の工事についてはこの限りでない。)、かつ発注者又は受注者の請求があ

ったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(9) インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第 26 条第 6 項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工事が 2 ヶ月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(10) 不可抗力による損害の負担

約款第 30 条第 3 項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。

また、同条第 4 項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1 回の損害額が当初の請負代金額の 100 分の 1 に満たないものは損害額に含めないものとする。

(11) 下請負に附する場合の遵守事項

工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(12) 配置予定の技術者

入札説明書による。

(13) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として必要に応じて別記の条項を挿入する。

(14) 契約確定の時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書(金額抜き)、設計図、仕様書
- 3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

(この特記事項は、該当する場合に記載すること。)

特記事項

- 第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
- 第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

特約条項

- 第1 受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

(注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合には特約しない。この場合、特約条項第2以下の各条項を1条繰り上げること。)

- 第2 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。
- 第3 約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。
- 2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。
- 3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。）

(注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。)

- 第4 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- 第5 約款第37条に次のただし書を加える。
- ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。